

平成 29 年度第 1 回堺市子ども・子育て会議議事録

開催日時	平成 29 年 8 月 9 日（水）午後 2 時 00 分～午後 3 時 37 分
開催場所	堺市総合福祉会館 5 階大研修室
出席者 （委員）	池尾委員、石田委員、伊吹委員、大江委員、岡崎委員、奥村委員、草野委員、 澤本委員、飛石委員、平野委員、藤田委員、山縣委員、吉田委員
欠席者	白本委員、津守委員、中谷委員、三宅委員
議 事	<p>（1）堺市子ども・子育て支援事業計画 中間見直しについて 資料 1-1 資料 1-2</p> <p>（2）教育・保育 中間見直しの必要性について 資料 2-1 資料 2-2</p> <p>（3）各推進事業の進捗状況について 資料 3-1 資料 3-2</p>
資 料	<p>平成 29 年度第 1 回堺市子ども・子育て会議次第</p> <p>堺市子ども・子育て会議座席図</p> <p>堺市子ども・子育て会議委員名簿</p> <p>資料 1-1 堺市子ども・子育て支援事業計画 中間見直しについて</p> <p>資料 1-2 施策の体系図（見直し案）</p> <p>資料 2-1 資料 2-2 教育・保育 中間見直しの必要性について</p> <p>資料 3-1 堺市子ども・子育て支援事業計画の平成 28 年度進捗状況について</p> <p>資料 3-2 堺市子ども・子育て支援事業計画 子どもの貧困対策関連事業</p>

○辻子ども企画課長　それでは定刻になりましたので、ただいまから平成 29 年度第 1 回堺市子ども・子育て会議を開催させていただきます。

本日は、お忙しいところ御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

私は本日、司会を務めさせていただきます子ども企画課長の辻でございます。どうぞよろしく願いいたします。

本日は、委員の一斉改選後初めての会議でございますので、後ほど当会議の会長及び副会長を選出いただきます。それまでの間、大変僭越ではございますけれども私のほうで進行させていただきます。それでは失礼でございますが、着座にて説明させていただきます。

初めに委員の皆様への委嘱状をあらかじめ、お席のほうに用意しておりますので御確認いただきますでしょうか。お願いいたします。期間につきましては平成 29 年 7 月 1 日から平成 31 年 6 月 30 日までの 2 年間となっております。

それでは今回の一斉改選により、御就任いただきました委員の皆様を御紹介いたします。お手元にお配りしております委員名簿の記載順に御紹介させていただきます。

特定非営利法人さかい民間教育保育施設連盟副会長の池尾弘久委員でございます。

○池尾委員　池尾です。よろしく願いいたします。

○辻子ども企画課長　堺市私立幼稚園連合会会長の石田和孝委員でございます。

○石田委員　よろしく願いいたします。

○辻子ども企画課長　堺市民生委員児童委員連合会理事の伊吹肇委員でございます。

○伊吹委員　伊吹です。よろしく願いします。

○辻子ども企画課長　堺法律事務所弁護士の大江千佳委員でございます。

○大江委員　大江です。よろしく願いします。

○辻子ども企画課長　公募委員の岡崎幸子委員でございます。

○岡崎委員　岡崎です。よろしく願いいたします。

○辻子ども企画課長　特定非営利法人 SAKAI 子育てトライアングル代表理事の奥村仁美委員でございます。

○奥村委員　奥村と申します。よろしく願いします。

○辻子ども企画課長　同じく公募委員の草野宗徳委員でございます。

○草野委員　草野です。よろしく願いします。

○辻子ども企画課長　堺市青少年指導員連絡協議会副会長の澤本美奈子委員でございます。

○澤本委員 澤本です。どうぞよろしくお願いいたします。

○辻子ども企画課長 堺市人権教育推進協議会副会長の白本忠史委員でございます。白本委員につきましては本日御欠席でございます。

堺市PTA協議会書記の津守雄一委員でございます。津守委員につきましても本日御欠席でございます。

堺市こども会育成協議会会長の飛石隆男委員でございます。

○飛石委員 飛石です。よろしくお願いいたします。

○辻子ども企画課長 公立大学法人大阪府立大学教授の中谷奈津子委員でございます。中谷委員につきましては本日御欠席でございます。

堺市女性団体協議会運営委員の平野祐子委員でございます。

○平野委員 平野です。よろしくお願いいたします。

○辻子ども企画課長 堺市立福泉中央小学校校長の藤田美穂子委員でございます。

○藤田委員 藤田です。よろしくお願いいたします。

○辻子ども企画課長 続きましては、現在こちらにはございませんけれども堺市議会議員の三宅達也委員でございます。

関西大学教授の山縣文治委員でございます。

○山縣委員 山縣です。よろしくお願いいたします。

○辻子ども企画課長 一般財団法人堺市母子寡婦福祉会理事長の吉田百合子委員でございます。

○吉田委員 吉田です。どうぞよろしくお願いいたします。

○辻子ども企画課長 ありがとうございます。委員の皆様の御紹介は以上でございます。

次に定足数の確認でございますが、本日欠席の委員は白本委員、津森委員、中谷委員の3人の御欠席（※三宅委員を含め4人欠席で確定）でございますけれども、委員の出席が過半数に達しておりますので、堺市子ども・子育て会議条例第6条第2項の規定に基づき、本会議は有効に成立していることを御報告いたします。

また、本日の会議は堺市子ども・子育て会議規則第2条の規定によりまして公開となっておりますので、よろしくお願いいたします。なお、本日の会議内容は会議録作成のため録音させていただくとともに、会議録につきましては委員名を含めて堺市のホームページなどへ公開させていただくこととなりますので、よろしくお願いいたします。

それでは子ども青少年局長の岡崎より御挨拶を申し上げます。

○岡崎子ども青少年局長　　子ども青少年局長の岡崎でございます。本日は、お暑い中、またお忙しい中、堺市子ども・子育て会議に御出席賜りまして、本当にありがとうございます。また、委員の皆様には日ごろから本市の子育て支援、推進を初め市政各般にわたりまして、温かい御支援、御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

本市におきまして、御承知のとおり子ども・子育て支援制度を円滑に実施するため、また計画的に子育て支援サービスの充実を図るため、本会議の委員の皆様には御審議いただきまして作成いたしました子ども・子育て支援事業計画に基づきまして、子育て施策の充実、強化に取り組んでいるところでございます。

本年度は計画期間、27年度から31年度までの5年間の中間点となることから、国の指針により実態を踏まえ、必要に応じて計画を見直すことが求められてございます。そのために本年度は委員の皆様から中間見直しについての御意見をいただきたいと考えてございますので、委員の皆様には幅広い視点から御審議いただきますようお願い申し上げます。簡単ではございますが御挨拶とさせていただきます。

本日はよろしく願いいたします。

○辻子ども企画課長　　では、ここで本日の会議資料の御確認をお願いいたします。

まず会議次第。それから座席表です。委員名簿。それから資料といたしまして、資料1-1「堺市子ども・子育て支援事業計画中間見直しについて」という資料。それから資料1-2「施策の体系図」でございます。それと資料2-1、資料2-2、資料2-1につきましてはA3の用紙でございます。資料2-2についてはA4の資料となっております。こちらが、「教育・保育中間見直しの必要性について」という資料でございます。それから続きまして資料3-1、A3、21枚ものでございますけれども「堺市子ども・子育て支援事業計画の平成28年度進捗状況について」という資料。最後資料3-2「堺市子ども・子育て支援事業計画子どもの貧困対策関連事業」という資料でございます。A3の2枚の資料となっております。以上、不足などがございますから事務局までお申しつけください。よろしいでしょうか。

それでは会議次第の4になりますけれども、会長の選出に移らせていただきます。

会長の選出方法について、御説明いたします。会長の選出につきましては、堺市子ども・子育て会議条例第5条の規定によりまして、本会委員互選により会長を選出することとなっております。また、会長の指名により会長の職務代理を選出していただきます。な

お、選出に当たりましてはお手元の委員名簿を御参照願います。

それでは会長を選出したいと存じますが、どなたか御意見がございましたら御発言のほうをよろしく願います。

○大江委員　大江です。前年度同様、山縣委員にお願いしたいと思えますけれども、いかがでしょうか。

（「異議なし」という声あり）

○辻子ども企画課長　ありがとうございます。

ただいま山縣委員との御提案をいただきましたが、いかがでしょうか。

（拍手）

○辻子ども企画課長　ありがとうございます。

皆様方の御賛同をいただきまして、山縣委員に当会議の会長をお願いしたいと考えてます。恐れ入ります。山縣委員につきましては、会長席にお移りいただきたいと思えます。よろしく願います。

（山縣委員、会長席に移動）

○辻子ども企画課長　それでは、ここで山縣会長から一言御挨拶をいただきたいと思えます。

○山縣会長　皆さん、こんにちは。引き続き会長職を引き受けさせていただきます。

堺市の子ども・子育て支援事業計画は全てではないですが、一部は非常に全国に知れ渡っています。どの部分かといいますと、教育・保育給付。施設型給付のところの認定こども園の取り組みが保育所、幼稚園とともに非常に進んでいる。特に保育所は公民含めて、かなりの数になっていまして、新しい方は御存じないかもしれませんが、昨年から就学前の学校教育の量的な中心は少なくとも幼保連携型認定こども園に変わったという事実があります。今後さらに、ある程度は進みましたので急激にふえるとは思いませんが、少しずつふえていって、大都市部において非常に取り組みが進んでいるというふうに評価、これは反対派の方からは当然マイナス評価になりますけれども、全体の流れを踏まえた上で言うと、高い評価を得ているというところがございまして。一方で、残念ながら待機児が解消していなかったり、地域子育て支援の地域バランスにややバランスを失っているところがあつたり、残念ですがここ数年の間で虐待による死亡事例が堺市内でも発生したり、問題が残っています。その辺、全て今期の課題になりますが、昨年までの進行管理だけではなくて、先ほど局長の話でもありましたようにことしは中間見直しということで、大幅な見

直しではありませんけれども、必要な修正をしていくという大きな課題があります。委員の皆様には本当にお忙しい中、いろいろ御意見をいただく機会も必要だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

長くなりましたけれども、挨拶として終わらせていただきます。よろしくお願ひします。

○辻子ども企画課長 ありがとうございます。

それでは引き続きまして、同じく子ども・子育て会議条例第5条の規定によりまして、会長から職務代理者の御指名をお願ひしたいと思ひます。

○山縣会長 きょう御欠席ですが、職務代理者、いわゆる副会長として前期、大阪府立大学の中谷委員にお願ひをしていました。中谷委員の内諾を得ておりますので、引き続き中谷委員のほうにお願ひをしたいというふうに使ひています。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。じゃあもし不測の事態があつた場合には中谷委員のほうに交代いただくということになります。よろしくお願ひいたします。

○辻子ども企画課長 それでは中谷委員に職務代理者をお願ひします。

それでは、ここから山縣会長に議事の進行をお願ひいたします。よろしくお願ひいたします。

○山縣会長 きょうの主たる案件は3件です。議事次第の議事のところにある3件になります。

まず最初の案件、中間見直しについて事務局のほうから説明をお願ひしたいと思ひます。

○西口子ども企画課 子ども企画課の西口と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。着座にて失礼いたします。

資料 1-1、堺市子ども・子育て支援事業計画中間見直しについてを御説明させていただきます。

まず中間見直しの位置づけですが、この堺市子ども・子育て支援事業計画は子ども・子育て支援法に基づく枠で、国の示す指針により量の見込みが実績と大きく乖離している場合には、計画期間の中間年を目安に必要な応じて実態を踏まえた計画の見直しを行うこととされております。計画期間は平成27年度からの5年間であることから、今年度は中間年となります。参考といたしまして、国の指針を抜粋して記載いたしております。

2の見直しの対象についてですが、1の「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の見直し。こちらの「子ども・子育て支援事業計画」、こちらのほうでいいます第4章というところになるんですけれども、この第4章の2、(3)、34ページから43ページ。

○山縣会長　それ、ありますか。その冊子がない。はい、ごめんなさい。

○西口子ども企画課　失礼いたしました。こちらの計画の 34 ページから 43 ページにある「教育・保育施設の量の見込み・確保方策の見直し」を対象とすると、見直しが必要な場合がこの表のとおりになるんですけれども、平成 28 年 4 月 1 日時点の支給認定ごとの子どもの実績値が計画における量の見込みと 10%以上乖離する場合、10%以上の乖離がない場合でも平成 29 年度以降も引き続き受け皿の整備を行わなければ待機児童などの発生が見込まれる場合。既に、市町村計画において、年度ごとに設定した目標値を超えて整備を行った年度がある場合になります。

詳細につきましては、会議次第の(2)の教育・保育中間見直しの必要性についてで御説明させていただきます。

次に「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を見直しの対象とした場合の事業の実施状況や利用状況などを踏まえ、必要に応じて見直しを行うとしています。これらの見直しの必要性につきましては内閣府の「市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年見直しのための考え方（作業の手引き）」に準拠いたしております。

裏面をごらんください。(2)の推進事業の見直しにつきましては、子どもの貧困対策推進の追加としまして、堺市子ども・子育て支援事業計画は、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「子どもの貧困対策計画」としての位置づけも今まで持っておりましたが、昨今の子どもの貧困を取り巻く課題背景を踏まえ、現在実施している多岐にわたる関連事業を改めて整理し、ほかの推進事業とともに事業の検証・進捗管理を実施していくものです。

資料の 1-2 をごらんください。「施策の展開」というものになるんですけれども、こちらが一番下にありますが、ライフステージを横断する施策領域に「子どもの貧困対策の推進」を追加し、進捗管理を実施していきたいと考えております。

資料 1-1 に戻りますが、②「各推進事業の目標事業量の見直し」につきましては、各事業の実施状況や利用状況を踏まえ、必要に応じて平成 31 年度目標の事業量の見直しを行ってまいります。

目標事業量の見直しにつきましては、会議次第 3 の(3)、堺市子ども・子育て支援事業計画の平成 28 年度における進捗状況についてで御説明いたします。

資料 1-1 の 3 ですけれども、見直しのスケジュールにつきましては、本日の堺市子ども・子育て会議におきまして、中間見直しの位置づけや教育・保育の見直しの方向性、推

進事業の見直しについて御議論いただき、9月から12月の間に「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の中間見直し素案について、3回程度御議論いただき、1月にその案についてパブリックコメントを実施し、2月から3月のうちに中間見直しを確定する予定となっております。この計画期間は31年度までとなっておりますので、32年度から36年度が計画期間となる次期計画につきましては、来年度から計画策定作業に入る予定です。

説明は以上でございます。

○山縣会長　ありがとうございました。

中間見直しのあり方について、細かいところは後で進捗状況の見ながらの議論になると思いますけれども、10%以上の乖離がある場合とない場合と、新たな問題について見直しが必要であるという国の考え方が示されておりますが、今の説明で何か、資料1-1と1-2、考え方そのもので御意見はございますでしょうか。よろしいでしょうか。きっと中心的な議論は実際の状況を聞いてからになると思いますので、どれがどこに該当するかというのは後で出てくると思います。

では、続きまして、2番目「教育・保育の見直しの必要性について」、先ほどのことに基づいて説明をお願いいたします。

○近藤幼保推進課長　幼保推進課の近藤と申します。よろしくをお願いいたします。説明は着座にて失礼させていただきます。

私のほうから堺市子ども・子育て支援事業計画におけます教育・保育供給体制の確保方策、こちらの「子ども・子育て支援事業計画」の34ページから43ページにかけての部分になります。主には待機児の解消に向けての受け入れ枠の整備とか、そういった話になってきますが、こちらの中間見直しの必要性につきまして順次御説明させていただきます。

恐れ入りますが、お手元資料の2-1を御参照願います。

まず資料左側上段に記載してございます「見直しの要否の基準」のほうをごらんください。こちら内閣府から示されております見直しのための考え方ですが、こちらによりますと平成28年の4月1日時点におけます支給認定区分、いわゆる1号認定、2号認定、3号認定と呼んでおりますが、この認定区分ごとの実績値が計画におけます量の見込み、いわゆる保育ニーズと受け取ってもらえれば結構かと思いますが、こちらよりも10%以上の乖離がある場合には原則として、数字の見直しというのが必要になってまいります。

1号認定、2号認定、3号認定というものをちょっと簡単に御説明いたしますと、子ど

も・子育て支援新制度では、認定こども園とか保育所、地域型保育事業及び新制度に移行した幼稚園のいずれかの施設の利用を希望される場合、利用のために必要な認定というものを受けることが子ども・子育て支援法に規定されております。1号認定と申しますのは満3歳以上のお子さんで保育の必要がなく、教育のみを希望する場合の認定区分となっております。2号認定、こちらは満3歳以上でいわゆる保育を必要とするお子さんの認定区分。3号認定は、満3歳未満の保育を必要とする子どもさんの認定区分となります。

話を元に戻らせていただきまして、先ほど申しました10%以上の乖離、これが基本にはなってくるんですが、10%以上の乖離がない場合におきましても平成29年度末以降も引き続き待機児童の解消に向けて、受け入れ枠の整備を行わなければ待機児童の発生が見込まれる場合ですとか、既に事業計画において年度ごとに設定しております目標値、こちらを超えて整備を行った年度がある場合、こういった場合につきましても見直しの検討を行う必要があると内閣府の基準のほうではされております。

次に実際に見直しが必要となった場合、どういう形で進めていくかという手順ですね。こちらはこういった作業を行うかというところになるんですけども、こちらにつきましては資料2-2を御参照願いますでしょうか。

2-2をもとに御説明させていただきます。こちらは一例としまして、この事業計画の37ページに記載しています東区についてのものを抜粋したものですけれども、例えばこの表の中にあります2号認定の区分について数字の見直しが必要となった場合ですが、この場合平成27年度からずっと書いてますが29年度までの量の見込み欄の数字について、それぞれ実績値、実際の利用者数に置きかえて、これらをもとに平成30年度、31年度の数字というのを見込み直します。こういう見込み直すことによって、平成31年度の必要整備量というのがニーズに合わせて変わってきますので、またその数字を見直すと。見直しについてはこういったような形で、対象となる部分を順次行っていくということになります。

資料2-1のほうに戻っていただけますでしょうか。

次から国が示しましたそれぞれの基準に照らして、実際に見直しが必要となる区分、それがどこになるのかということについて確認を行っておりますので、その内容について順次御説明させていただきます。

資料のまず1番「量の見込み」としてある部分ですけども、平成28年4月の実績値と計画に記載の数字との乖離がどうなっているかということですが、まず1号認定相当の子どものところにつきましては、事業計画の中では1万2,085人というふうになっておりま

す。後ほど説明します 2 号認定とか 3 号認定の子どもさんも同じですけれども、数字につきましては事業計画の策定時に過去 3 年分の教育・保育のニーズ、この推移をもとに将来の見込みを行っており、その数字を事業計画に記載しているという形になります。

実際の平成 28 年 4 月におけるニーズのほうですけれども、1 万 1,731 人となっております。実際に計画との乖離というのは 97.1%ということになりまして、ほぼ事業計画どおりとなっております。このことから 1 号認定子どもについては見直しの必要はないものというふうに考えております。

続きまして、2 号認定、3 号認定子どもについてなんですが、1 号認定子どもと同様、平成 28 年度における計画値と実績値、それらの乖離につきまして区ごとの表のほうでお示しさせてもらっています。乖離としている部分で色つきで太囲みをしている部分、こちらが 4 カ所ございます。こちらにつきましては 10%以上、事業計画よりも上振れしているところとなります。色つきの残りの 5 区分につきましては、逆に 10%以上の下振れとなっているところなんです。以上、これら 9 つの区分につきましては、原則見直しが必要となってくるというふうに考えております。

続きまして、2 番「確保方策」。こちらは、いわゆる受け入れ枠の数について、事業計画で年度ごとに設定した数字を超えた整備を行っていないかということの確認になります。1 号認定子どもですが、平成 28 年度時点実績値はごらんのようにほぼ事業計画どおりとなっております。32 人分計画を上回っているということになるんですけども、事業計画の目標値を超えて受け入れ枠の整備を行っているというようなわけではございません。事業計画のほうでは 1 号認定では子どもさんの確保数、こちらにつきましては年々減少する計画となっております。資料の左下部分の例のほうをごらんいただきたいですけれども、例えば定員 100 人の私立幼稚園が認定こども園に移行して、移行後の定員、これが 1 号認定の子どもが 70 人、2 号認定の子どもが 30 人という形で設定した場合、1 号認定の子どもさんの確保量、こちらは 30 人分減ることになります。しかし、実際にはこども園に移行した幼稚園数というのが事業計画で予定した数、こちらを下回っておりまして、そうしたことからこういう結果となっておりますが、目標値を超えて整備を行っているというわけではないので、事業計画の見直しというものは必要ないものと考えております。

次に資料の右上のほうに移っていただきまして、2 号認定、3 号認定子どもについてなんですが、実際の確保量が計画のほうを上回っているのは、表の右の網かけ部分でお示ししている 6 区分になります。このうち左ページの 1、量の見込みのところでは原則、見直し

が必要となった区分、こちらを除きますと西区の 3 号認定の 1 歳、2 歳のところ。北区の 2 号認定と 3 号認定の 1 歳、2 歳、この三つが新たに見直しの対象に加わってくるというふうになります。ただし、実際の確保量に記載の数字というのは、施設の面積ですとか、職員数なんかの基準を満たした上で定員を超えて受け入れを行う、これを「円滑化」と呼んでいるんですけれども、こちらによるものというの也被まれています。この円滑化という部分を除いた定員ベースで事業計画と実際の確保量の数字を比べますと、事業計画における数字が実際の確保量というのを上回っております。したがって、これら三つの区分については見直しが必要な区分にはなっていないというふうに考えております。

最後に右下 3「量の見込みと確保方策」についてということで、平成 29 年度以降も引き続き受け皿の確保が必要かどうかということです。平成 28 年 4 月におけます実際の保育ニーズと実際の確保量について比較しますと、ごらんいただければおわかりになると思うんですけど、大体バランスがとれたような形になっております。場所によりましては、1 名から 3 名程度の受け入れ枠が不足して、必要整備量が生じているという区分もありますけれども、これらのほとんどの区分において実際の確保量というのは計画の数字を下回っております。例えば、堺区の 2 号認定のところですけども、事業計画の 35 ページでは、確保量が 1,491 となっております。これに対して実際の確保量というのは、1,472 となっています。こういった場合につきましては、事業計画で見込んだ数まで受け入れ枠の確保が進んでいないということです。さらに見直して確保量を上積みする必要というのはないのかなというふうに考えております。

なお資料 2-1 の表、こちらで確保量が実際の保育ニーズを上回っている場合は、必要整備量欄は全てゼロという形で表記をさせていただいております。

以上のような点も踏まえまして、事業計画の中間見直しにつきましては資料の右下欄に記載しておりますが、1 番の量の見込みのほうにおきまして、乖離が大きい九つの区分、こちらのほうを中心に見直しの検討というのを行っていきたいと考えております。また、平成 29 年の実績値、こちらにつきましても早期に集計を行いまして、その結果というのでも加味した上で検討のほうを進めていきたいというふうに考えております。

説明のほうは以上となります。

○山縣会長　　ありがとうございました。

結構複雑な説明でなかなかわかりづらかったかもしれませんが、何か御質問ございますでしょうか。最終的には右下の「検討結果」の中にあるそれぞれの区の何号というのは先

ほども御説明がありましたけれども、年齢ですね。1号が入っていませんので、要は保育が必要な方で年齢によるもので、これは足りない分と上回っている分と両方含めてですけども、これが見直しの対象になるんだという説明ですね。市民ではなく実感が余りないんですけども、市民の方でもし実感として何かあれば。

はい、どうぞ。

○岡崎委員 岡崎です。先ほどから何回も「見直し、見直し」という言葉が出ているんですけども、具体的にどうやって見直すのかということと、これだけ数字がばーと並んでいて、「見直していきます」というのはわかるんですけど、まずさっき言ったように具体的にどうするのかということと、実際に考えてこれだけ10%以上の乖離があるので、見直すに当たっても、もうちょっと手を加えないとまた同じような状況になるんじゃないかなというのも思うんですけども、その辺はどうでしょうか。

○山縣会長 お願いします。

○近藤幼保推進課長 見直しのほうを具体的にどうするかということなんですけども、この事業計画をつくる際にはその事業計画を26年度につくってますので、それまでの過去3年間のいわゆる保育所なんかの利用の申込者数、こちらの伸びの状況なんかをもとに27年度から5年間のいわゆる保育ニーズ、その伸びというのを予測して、こちらに計画して記載しております。その需要に対して、どういった形で受け入れ枠、こちらのほうを整備していくかということ「確保方策」という欄で示しております、この量の見込みですね。いわゆるニーズから確保方策というところを引くと、どれだけ整備しないといけないという「必要整備量」というのを計画で出して、その計画的に受け入れ枠をふやしていこうというふうな作りにはなっております。

実際に見直しに当たって、例えば今申しましたように量の見込み、これが想定してたよりも例えば申し込みがふえているということであれば、当然これに合わせて施設の整備、受け入れ枠の整備というのもふやしていかないといけない。逆に思っていたほどニーズが伸びていないというような地域がある場合は、それに合わせてその整備量というのを考え直していかないといけないというようなこととなりますので、この中間見直しにおいてその作業をさせていただきたいと思っております。

実際のやり方というのは、資料の2-2でお示しさせていただいているんですけども、平成27年度、平成28年度、平成29年度、こちらの利用実績というのが出ますので利用実績値をもとに実際の当初の計画で示していた伸びの修正というのをやると。実績を入れて、

ニーズの伸びがもとの計画で示しているほど伸びない、ニーズは下がるということであれば、当然計画に書いていた受け入れ枠の確保数というのが当然また下がっていきますので、そういう作業というのを計画と実際の乖離が大きい部分について、やっていきたいと。具体にはこういう形で修正をかけていきたいというふうに思っております。

○山縣会長　利用者感覚で言うと、恐らくオーバーしているのは問題ないんですね、足りているんだから。足りていないところを利用者感覚でどうつくっていただくというのが一番という感じで、じゃあどこが足りないか、どういう年齢層が足りないか、どの地域が足りないかというところが恐らく最大の関心事なんですけど、一方で既に行政サイドといいますか、お金の面で言うとオーバーしているところを減らすのかどうかというところが利用者感覚では「減らさんでもええんちゃう」ということになるかもしれないし、「そんな無駄をしてどうするんだ」という、きっとその話し合いが一番ポイントになるのかなというふうに思います。そういう意味で資料 2-2 につけていただいている東区、特にこの下側の 29、30、31、これは当初計画のときの数字、ダミーではなくて本当の数字なんですね、これ。資料 2-2 の一番下の表です。

○近藤幼保推進課長　はい。こちらは計画のときの数字です。

○山縣会長　そうですね。だから、要は東区は物すごくふえるという想定でいったけど、実際は全くふえてないという、こういうところを恐らくどう考えていくのか。数字的には下の当初計画にあった 31 年度で 3 から 5 歳児が 1,700 なんていうのは、恐らくあり得ない数字になっているだろうし、ゼロ歳児のところは 30 ぐらいのオーバーですから、そうですね。ゼロ歳児のところはそんなに変わらない。特に 2 号認定のところは物すごい開きがあるというあたりを、東区はなぜそんなにずれたかという、何か事務局サイドや市民の方々、東区の方がもしいらっしゃったら、何で理論上、計算上はこうなったんだけど、実は伸びなかったというのは何か。

○近藤幼保推進課長　なかなかこれって断定するのはちょっと難しいところはあるかなと思うんですけども、事業計画をつくるに当たって、先ほど申しましたように 26、25、24、23 と、その過去の 4 年当たりのニーズ、申し込み状況の伸びなんかをもとに数字を予測して計画に反映させております。東区につきましては、ちょうど 22 年ごろから 24 年にかけては市街化調整区域の住宅開発、今はちょっとまとまった調整区域の開発というのはできなくなっているんですけども、当時 24 年 7 月まではできてまして、その駆け込みの需要といいますか、そういった住宅開発なんかによって、26 年度の当初までは就

学前児童数というのは増加傾向にありました。そういう中で事業計画というのを策定しておりますので、26年度以降思ったほど需要が東区については伸びてないというところで、こういった乖離というのが出てきているのかなというふうに予測しております。

○山縣会長 草野さん、区民。

○草野委員 今のおっしゃるとおりのことを私も思ってたんです。要は、多分測定するときの最初の傾きが急激な傾きを採用して、それで策定するときはその傾きそのまま策定しているんで、乖離が起きてきて、そのときというのはちょうど大型分譲地がばーとでき出してなので、ちょうど今私のところの子どもが小学生なんですけど、その小学校に入ってきてるぐらいなんですよ。どういうことかといいますと、6歳ぐらいにちょうどなっていて、ひと段落してきているような感じなんです。そこの分譲地ができて、子どもが生まれて、その子たちが保育園に入ったというのが22とか、その三、四年ぐらい前で、今ちょうど28年ぐらいから徐々に徐々に減ってきているんですね。新しい開発が行われてないんです、それ以外に。ということだと思います。なので策定したときの傾きが、たまたま深い傾きを採用していたということが検証されてきている結果なのかなと。

○山縣会長 はい、ありがとうございます。とりあえず、そういうところを対象にする話と今の説明の中でこれも難しい言葉だったのですが、「円滑化」という言葉が出てきました。定員以上に施設としては数%子どもの生活環境を脅かさない範囲ぐらいで多めにいけることができるという形で対応している部分と、1号認定というのは区域を堺市全体で1区というふうに見たけども、2号、3号は区単位で見ていこうという考え方をしたんですね、新しい委員の方に説明しますと。そうすると、保育所の場合は指定都市ですから別の隣の区を利用するのも、世間では広域利用といいますけどそんなに広域ではなくて、同じ市内での利用というイメージで区の境を超えて利用してもいいという大前提になっちゃいますので、その辺の区間の移動をどう見るかというあたりも考えていかないと、その区内で全部完結しようという考え方もあり得るけども、既に整備されている周辺区で利用者に余り不便をかけないぐらいの距離感であるならば、そこまで含めて全体量を調整すればいいという考え方もある。その辺の意見をいただきながら、こちらについては次回以降、具体的な案を少しずついただくということになるろうかと思います。大きな考え方として、ポイントとなる区がとりあえず、区と認定区分を示していただいているということによろしいでしょうか。

はい。ありがとうございます。とりあえず、教育・保育給付に関する見直しの考え方

等の主たる対象区、ターゲットとなる対象区について御了解をいただけたものと思います。

では三つ目ですね。事業の進捗状況について、説明をお願いしたいと思います。

○西口子ども企画課 各推進事業の進捗状況につきまして、御説明させていただきます。資料 3-1 をごらんください。

資料 3-1 に記載の事業につきましては、「子ども・子育て支援事業計画」、この黄色の冊子の 58 ページから掲載している事業を一覧といたしております。3-1 の資料の一番右端にあります「地域における子ども・子育て支援の推進」というところに黒丸がある事業、こちらにつきましてはこの黄色の冊子の 44 ページから 56 ページに掲載している事業となります。こちらについては次回の会議以降に、平成 31 年、次年度の目標事業量についてお示しをする予定にいたしております。黒丸がない事業につきましては、計画策定時、もしくは平成 26 年度以降の新規事業で事業開始時と比べて平成 31 年度目標事業量に見直しがあったものだけ、見直し後の欄に変更後の目標事業量を記載しております。それぞれの事業、それぞれの実績に応じまして、目標事業量を見直したものになります。

まず 1 ページの事業番号 4 番の「不妊症・不育症支援」につきましては、計画策定時の目標事業量は、保健センターや助産師による相談を述べ 150 件といたしておりましたが、実績から 250 件に変更いたしております。このような形でそれぞれ事業の進捗に応じまして、目標事業量を変更させていただいております。

例えば 5 ページをごらんください。一番上の 46 番の事業になるんですけども「堺市子育て情報ケータイ配信事業」につきましては、平成 28 年度に事業を終了いたしました。これにかわる事業といたしまして、7 ページをごらんください。事業番号 65、上から二つ目の事業になるんですけども、こちらで「子育て支援事業発信事業」というものを開始いたしております。このように実績に合わせて、目標事業量の変更があるものがあったり、新規事業や類似の事業に変更することによって、終了している事業などがございます。

それぞれ事業をそのように変更しているものがありますが、今回、この 28 年度の進捗状況というふうに掲載させていただいているんですけども、7 ページの事業番号 67 「子ども食堂ネットワーク構築事業」、68 の「堺区子育て応援MAP(仮称)」作成事業、次の 8 ページの 77 番の「多子世帯利用者負担軽減事業」につきましては、済みません、29 年度の新規事業ということでこちらを掲載させていただいております。それぞれの事業につきましては、こういうふうな形でさせていただいております。

資料の 3-2 をごらんください。3-1 がちょっと 21 ページほどございまして、その後の

3-2 になります。こちらでは、先ほど資料 1-2 で御説明いたしました新たに追加する施策領域、子どもに貧困対策の推進に掲載いたします子どもの貧困対策関連事業をまとめたものになります。特に資料 3-1 で既に掲載しているものにつきましては、こちらの 2 ページ目の一番下に再掲事業としてまとめて記載させていただいております。来年度以降は、資料 3-1 に追加して、3-1 の事業と同じように進捗管理を行っていきたいというふうに考えております。

説明は以上でございます。

○山縣会長 はい、ありがとうございました。

これ事前にお送りをいただいておりますので、ある程度目を通していただいているかと思えますし、一部の委員からは質問も既にいただいておりますが、質問に対する部分、特に補足ございますでしょうか。あるいは委員さんのほうにもう一度趣旨を説明してもらったほうがいいですか。

○西口子ども企画課 草野委員から御質問をいただいている部分があります。

事業名といたしましては 17 番の「学校との連携による性教育」というものになります。3-1 の資料の 2 ページ目になります。こちらにつきましては、事業番号 16 番で「学校における性教育」というものがまた別途ございまして、こちらで性教育は全市立小中学校で実施しているということになっております。草野委員からの御質問が、ナンバー17 の学校との連携による性教育を全校で導入されればよいのではないのでしょうかという御意見で、実施校の実施日など教えてほしいという御質問がありました。先ほど申しましたとおり性教育につきましては、全学校で実施いたしておりますというところなんですけれども、その保健センターの保健師や助産師などが各学校からの依頼に基づいて、連絡を調整してこの事業を実施しているというものにつきましては、学校数としまして 28 年度の実績では 119 校、述べ 168 校というふうになっておりますので、小中学校の総数が 136 校となりますので、約 9 割に近い 87.5% の学校で実施されている状況にあります。

またもう一つ御質問がありましたのが、3 ページ目の 28 番目の「利用者支援事業」につきまして、特に西区での取り組みを具体的に教えてくださいという御質問でした。利用者支援事業としまして、西区でしている事業は相談の対応と情報発信と地域訪問の、この三つがございます。相談対応につきましては、平成 28 年度相談の対応実績としまして、年間 372 件ということになっております。情報発信につきましては、公式ツイッターの情報や「支援コーディネーターだより」の発行などを実施しております。また、地域訪問に

つきましては、地域の教育、保育士的な子育てトークなど子育てひろばなどを訪問して、子育て支援情報の収集のニーズの把握も行っています。みんなの子育てひろばでは、出張訪問相談なども行っております。

御質問はこの2点でしたので、お答えさせていただきました。また、御意見につきましては、各所管のほうにも御説明させていただいております。

以上です。

○山縣会長 はい、ありがとうございます。

草野さん、何か。

○草野委員 ありがとうございます。先ほどのお答えいただいた2点、それぞれなんですけど、17番の性教育云々に関して、87.5%だということだったんですけど、これ100%を目指してますとか、そういう方向性があるのかなのかということだけ聞きたいです。

先に質問だけさせてもらおうと、次の28の利用者支援事業に関しては、この相談情報発信、地域交流ですか。これってどこの区でもされているんじゃないかなという認識なんですけど、特に西区さんでされているというところの特色がどこにあるのかというところ、実際どこでもされているんじゃないかなというふうな感じがしたので、もうちょっと踏み込んだ特色というのはどこにあるのかということが知りたいです。

以上です。

○山縣会長 はい。即、お答えいただけるのであればそのまま、はい。

○赤銅子ども育成課長 子ども育成課です。17番の100%に推進ですけれども、こちらのほうは保健センターから保健センターの保健師のほうに学校から依頼があった場合に連絡連絡調整させていただくということになっておりますので、100%というところになるかどうかというのは何とも言えないところかなと思っております。

もう一つのほうは、西区のところはもう一度おっしゃっていただいてよろしいでしょうか。

○草野委員 すみません。西区の先ほど教えていただいた相談件数が何件で、情報発信、ツイッターでやってます。コーディネーターだよりを出してます。あと地域交流でサウンズとかひろばとか行って支援情報を集めてますということだったんですけど、すみません、私の勝手な感覚なんですけど、これってほかの区、例えば私が住んでいる東区も支援センターの職員の人とかもやっているんじゃないかなという認識なんです。なので西区で特に事業としてされているのであれば、もっと特徴的なものがあるのであれば教えていただき

たいなというふうにして聞いてます。

○赤銅子ども育成課長　すみません、先ほどの 28 番の利用者支援事業というのは、西区のほうでまず最初に取り組みを始めたところでありますので、こういった形でさせていただいてますというふうな内容をさせていただいてます。特に公式ツイッターの投稿とかという部分については、西区のほうではほかの区とはまた違った形でされているのではないかと思います。おっしゃっていただいているように相談対応であったり、情報発信、地域訪問というのはほかの区でもされております。

以上でございます。

○山縣会長　きっと予算をつけてる、この事業名称をつけてやっているかどうか。同じような中身はどこでも、言うたら保育所でもやっているだろうし、幼稚園でもやっていると思う。この利用者支援事業という枠組みでやることの特徴が特にどこにあるんですかというのは、そういう感じの質問だと思います。

ちょっとまた後で必要であればお答えいただくとして、今の 28 で絡んでいうと、当初の計画が 7 カ所。だから言うたら実質区に 1 カ所ぐらいのイメージでこれがスタートしたと思うんですよね。それが 28 年の段階で 15 カ所ということは、行政直営でないものが入っている。2 倍ぐらいになっていますから、イメージとしては美原が人口が少ないので、それを 1 とカウントすると残りが 2 カ所ぐらいというイメージで、感覚的にはそんな感じの数字なんですけど、これどこがこの形の事業主体になったのか。なぜ 2 倍というふうにかなり短期間の間にしたのか。その辺の考え方というのはどうなってますか。

○赤銅子ども育成課長　子ども育成課のほうでお答えさせていただきます。利用者支援事業ということで、まず子育て支援コーディネーターというのが各区の子育て支援課のほうに 1 名ずついますので、それで 7 カ所という形にさせていただいております。もう一つが妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関するさまざまな悩み等に迅速に対応するというので保健師がこういった相談を聞いております。その支援を行っているということで、母子保健コーディネーターという形で現在させていただいておりますので、各保健センター、堺市内には 8 カ所ございますので、保健センターが 8 カ所と 7 区の子育て支援課を合わせまして、15 カ所ということにさせていただきました。

○山縣会長　なるほど。全部、行政直営ということですよね。

○赤銅子ども育成課長　はい、そうです。

○山縣会長　その 8 カ所の保健センターは、またこれどこかで委員さんとの意見交換も

必要かと思えますけども、母子保健法によるところの、いわゆる次世代包括支援センターだったかな。母子健康……。

○赤銅子ども育成課長　子育て世代包括支援センター。

○山縣会長　子育て世代包括支援センター。何か新しい名前がまたポンと入ってくるんですね。それに重なったものという考え方でいいでしょうか。

○赤銅子ども育成課長　はい、そうです。

○山縣会長　区役所で従来型の利用者支援で、保健センターのほうで母子保健型の利用者支援事業をやっていると。というちょっと細かい話になっていますけど、国の制度の中に幾つか似かよったものがあるって、利用者支援の中の3パターンぐらいある。その中の二つを直営で、区役所の本庁と保健センターでやっているということが今、説明の中にあっただということになります。さらによく似た事業で拠点事業、子育て支援センター事業等が、これはかなりの数が市内にある。サロンという形でやっているものがある。

ついでにちょっと長い説明になっちゃいますけど、黒丸が幾つかありますという話をいただきましたけども、この黒丸が今数えたら20弱あるんですけども、子ども・子育て支援法で地域子ども・子育て支援事業というふうに法律で言っているものの堺版、それそのものの名称のものもあるし、若干読みかえたり分割したりしたようなものを含めた、黒丸はそういう法律に基づくものでいわば国が発表するもの。国に数値目標等報告しないといけないものというそういう整理になっているんですね。自分でも振り返りながら……。

ほか何か、御質問、御意見等ございますでしょうか。

○奥村委員　奥村と申します。今、利用者支援のお話が出ていたんですが、私もみんなの子育てひろばとかかわっております、ひろばが地域の子育ての拠点として子育て支援活動として、こういうことが展開できたらいいなとも思っていますが、なかなか今の状況では難しく、ちょっとこのみんなの子育てひろばのところの数字を見させていただいたんですが、数値が7万6,333人の33カ所なので単純に割っていくと利用者数がとても少ないなというふうに感じています。まちかど子育てサポート業務のときとか数が少なかったということもあるんですけどとても少なく、その反面行き場を求めている保護者の方も多く、でも行き場もなく子育てしんどいままで、じゃあ保育所に入れようか、保育所でも行きましようか、保育所のほうはまた待機児童があふれ出し、何かこういう悪循環が繰り返されているように感じています。先ほどの数字のところでも私は堺区在住で、堺区のほうでひろばもしていますが、もう保育所探し、こども園とかいろいろありますが大変

です。もう情報からちゃんと理解できていない保護者の方がほとんどで。でもみんなの子育てひろばは悲しいことに私たちも余り利用者支援の機能が果たせてないんですね。いろいろ予算の問題とか定収がないとかいろんな問題があると思いますが、そういう機能も果たせていなくて、せっかく中学校区に一つを目指してつくってくださっているのに、すぐもったいないことになっているなと思います。気になるのは、そういう保育所待機児童をこういう子育ての方の充実というもののバランス、それがとれない限り何かこう待機児がふえ続けるし、それほど希望していない保育所に入れて、何となく子育ての日々を過ごしていくという人も多いのではないかなと思います。

まず情報提供、まずそこからでもできたらいいのかなとちょっと感じています。先ほど子育てアプリとか情報提供の方法も変わってきましたということだったんですけど、果たしてこの堺市はこども園の取り組みがとても進んでいる、そんなことは当の保護者の方は知っているのだろうかというのを感じました。いつも、もう本当に悩んでいるんですね。堺区なんかは保育所がないので北区とかに行っている人もいっぱいあるし、悩んでいて、時々コーディネーターさんがひろばに来てくださったりもしますが、ほとんど機能は果たしていません。個々に通い、来たい人は子どもを連れて、何回も何回も通い、支援課回りもいつもいっぱいな状況があるかなと思うんです。まず情報の提供、子育て応援アプリとかそのあたりの事業になってくるんでしょうかね。充実して、いろいろイベント情報とか楽しい情報も流してくださっているようですが、何かもっと子育て中の人が自分に向き合い、自分の子育ての仕方を選んでいけるような方法を見つけ出せばいいのかなと感じています。

○山縣会長　奥村さん、子育て応援アプリは使われている感じはありますか。話題になりますか。

○奥村委員　そうですね、登録はされている方はあるけど余り話題にはなっていないのですが、一応どんな送られてくるのとかお母さんたちに聞いたりはしています。お母さんたち、いつもイベント情報とかそんなところで本当に保育所とか困っているのに、もっと何か必要な情報はもしかしたらまた違うところにあるのかもしれないという感じです。

○山縣会長　岡崎さん、どうです。

○岡崎委員　私は逆に子育てサポートルームをふやせば、それでいいかという問題でもないと思います。内容を充実させたからって、来る人は来るし、来ない人は来ないと思うんです。もうそれって本当にお母さんの性格によるものが結構多くて、「ママ友づくりた

い」という人はこういうところに行くし、「もうそういうのは要らん」という人はやっぱり家の中でずっと赤ちゃんと過ごしてもそれでいいわって。もう1歳になったら働くから私はそういうところには行かないという人がいるので、単に数が少ないから機能していないかと言うと、そこはちょっと違うのかなとも思うんです。

それはどうやって、そこの質とかそういうのはどうやってはかるかという、本当に人の価値観とかにもよるので難しいと思うんですけど、ただ子育て応援アプリですとかサポートセンターでどういうことをやっているかという情報の発信がもう一つうまく機能していないかなというのは感じます。子育て応援アプリを知っている私のママ友はほとんどいませんし、でも知っている人は知っていると思うんです。そういう人はもともとそういうのに興味があるので、自分から市のホームページとか広報とかバンバン読んで、行く人は行く、でも知らない人は知らない、興味がないからわからない。でも興味のない人にどうやって目をとめてもらうかというところをもうちょっと工夫したらいいのじゃないかなというのは思います。

○山縣会長　はい、ありがとうございます。

石田さんと池尾さん、どうですか。今、地域活動を保育所も幼稚園もやっていると思うんですけども、その辺の園の利用者じゃなくて地域の方々の子育て支援の必要性とかこの辺の事業の浸透度とか必要とか、その辺のコメントがあれば。

○池尾委員　子育て、非常に地域のお母さん方でやっぱり子育てに悩んでいる人は結構おられます。うちも園庭解放をもちろんやってますし、それからここで言うたら校区の子育てサロン、そこにもうちの保育士、できるだけ手があいたら行かすようにしてて、いろんなこと相談に乗るようにはしているんです。まあ相談と言ったら語弊があるんですけど、ちょっとした話の中でいろいろ出てくるんで、結局「きっちり聞いてあげて」という話はうちの先生方にはちゃんとしてあるんですけど、地域には孤立しているというのは、やっぱり孤立している人は孤立してますよね。来る人はやっぱりさっき言われたように来るんですよ。そこでそんな話が出るんですけども、うちに突然入所を希望して訪ねてきて、それで話を聞いていたら孤立しているような感じの人も結構おられます。

○山縣会長　はい、ありがとうございます。

幼稚園のほうはどうですか。

○石田委員　幼稚園のほうは私立幼稚園の場合は、キンダーカウンセラー制度というのがもう何年も前からあって、各幼稚園にキンダーカウンセラーが、来てないところもある

んですけども幼稚園が希望すれば派遣してくれるんです。そのカウンセリング代は自腹というか、幼稚園持ちなんですけどね。幼稚園の園児さんのみならず地域の人たちもどうぞ御相談があれば来てくださいよという投げかけはしてますけども、どっちかと言うとやっぱり全く関係ない人って来にくいみたいですね。そういうふうにはやっているんですけど、たまには幼稚園の保護者から聞いてきたという人もいますけど、まだ少ないですね。

それとやっぱりカウンセリングについては本当に悩んでいて、このことがどうも自分の中で消化し切れないからというような形で相談をもちかけてくる方もいらっしゃいますけども、やっぱり個人的には自分の個人情報を出すのは嫌だみたいな人はずっとパーセンテージ的にはいるのでね。みんな情報を共有したいという積極性のない人も当然いるので、その人たちまでに全てを網羅して情報発信するというのは非常に難しさを感じてますね。そういうことです。

○山縣会長　はい、ありがとうございます。

伊吹さん、どうですか。民生委員さんとして孤立の話とか、今中心の話題になっているのは虐待とか地域活動が重要になってますけども。

○伊吹委員　今のゼロ歳児から認定こども園ができたという段階から、私どもの各校区でいろいろと子育てサロンというのをやっていますけれども、その数が若干減りつつある。こども園に、そちらのほうに行かれる方がふえてきたということがあるんですが、今一番私どもがやっている中で子どもさんよりもまずお母さんのコミュニケーションをとる場だということ。まずその辺から入ってございまして、先ほどもお話がありましたけれども保健センターの方にいろいろと子育てのアドバイスをいただくと、そういう強みがありますので私どもの民生委員としてやっていることはまだまだ力不足ではありますけれども、民間のところと違った、もう少し幅の広い感覚で行事を行ってやっていっとるようなことですね、今。若干ちょっと今、私どもの関係からもそういう方、子どもさんの数も減っております、現実には。

○山縣会長　今の、事務局、ここ人数で出ているところは親子でセットで来るというのが前提になっているところで2と書いてあるのは、これは例えば親子で来たら2人になるんですか、お子さん一人の場合は。それとも一組というイメージのこれは人数になっているんですか。単純に言うと、お子さん一人だったらこの半分しか来てないという意味。この「人」というのはどっちを指してますか。

○赤銅子ども育成課長　こちらの数は就学前のお子さんの数です。

○山縣会長　　子どもの数。親は入れてない。

○赤銅子ども育成課長　　はい、そうです。

○山縣会長　　わかりました。実態としては、これに8掛け、兄弟がいるとしたときに何回かしたときの数字。半分になるわけではないということ。

○子ども育成課　　別にありますので、はい。

○山縣会長　　わかりました。基本的には「人」というのは、大体そういう考え方になっていると理解していいですね。はい。

　　ちょっと一方的に指名をしますけれども、学齢期の問題がほとんど話題になっていないんですが、小学校、中学校、PTA。その辺の委員さん、何かございますでしょうか。

　　澤本さん、そばにいらっしゃるので。青年指導員、若干思春期に近いところの。

○澤本委員　　今のびのびルームの指導員をしています。その関係からなんですけど、やはり年々子どもさんをお預かりする人数がふえてきているように思います。それと、ことしからお盆休みのほうがなくなりまして、毎日子どもたちは出かけてきます。ちょっと私の中ではお盆休みは保護者の方と一緒に実家に帰られたり、お家の方と過ごす時間じゃないかなと思ってたんですけども、のびのびルームのほうが開設されているということでお母さんたちは一生懸命お仕事されるようになったので、やはり人数は少ないですが子どもさんは来ることになっています。その辺、子どもさんとお母さんとの時間はどういうふうにつくってらっしゃるのかなというふうな心配は若干しています。年末年始も子どもたちのお休みが減ってきています。この夏休みも最後の週から学校が始まります。ということで、子どもたちはもうずっと学童保育に来ている。小さいころはずっと保育園に行っている。この状況が今、これから何年も続いていくとなると子どもたちは大丈夫なのかなというふうに今のところ、私は心配しております。

○山縣会長　　はい、ありがとうございました。

　　こども会のほう、飛石さん、何か。

○飛石委員　　すみません、初参加でちょっと今、お話を聞いているだけかなと思ったんですけど、こども会としましても26年度で堺市のこども会員が大体2万3,000人ぐらいいたのが、27年度で2万2,000人、28年度で2万人強ともう年々右肩下がりというか、こども会の会員数がどんどん減り続けております。一応、こども会でこども会員をふやす施策として、いろいろと今考えていろいろなことをやっているんですけど、まずネックになるのが、保護者がこども会に子どもが入りたくても子どもがこども会に入ると自分の時

間がそちらに取られる。また役員をしないといけないということで子どもをこども会に入れないという形でこども会員が減り続けているのかなど。実際、我々こども会の役員でそんな関係なく子どもに入ってもらおうよと言っても、従来やっているいろんな指導者、お父さん、お母さん、保護者の方は「子どもだけ入れて、親が何もせんのはずるいわ」とかいうような話も出たり、子どもをふやそうと努力するとまたそういう逆の話があったりと、物すごく葛藤の中で今どのようにしてこども会員をふやそうかなというように今考えてやっておるところです。

こども会とは別なんですけども、堺区区教育健全育成会議のほうで1期2年終わりました、ここでまた1期この2年やっておるんですけど、子どもの居場所とかP T A支援、親支援ということでまず先ほど委員のほうからも出ました親御さんの、当初教育と言ってたんですけども、子どもたちの親の支援、だから子育て支援とまず方向性が一緒になると思うんですけども、親の支援をどういうふうなサポートをしていけば子どもに循環されていくのかなというように、今親支援、P T Aの支援等々いろいろと話をしながら進めておる状況で、どんどんどんどんこども会員をふやしたいんですけども、何かいい方法はないでしょうか。

○山縣会長 親の問題が絡んでくるということですね。

平野先生を後に回らせてもらって、藤田さんのお話を先に学校現場のほうで、その後平野さんにもう一回返しますのでごめんなさい。

○藤田委員 私もずっとお話を聞いてまして、やはり子育てひろばとか、そういう子育て、ママさんたちの横のつながりというのをやはり子どもが小さいときにできているかどうかということで、お母さん方の交流ができれば幼稚園、保育園行ったときにまたそこでも何か仲間ができて、P T Aの役員になったりとかデビューする方が多いんですね。そういう方は必ず小学校へ行ってもP T Aの役員になられたりとかするんですけど、やはり聞いたら子どもが小さいときにいろんな子育てひろばとかいろんなところに出歩いたと聞いています。そこで私自身のことなんですけども、孫ができて娘が大阪市内に住んでいるんですけども、しょっちゅう育休中は地域の近くの保育園の週に1回の子育て、そういう支援のところに行って、また保健センターでやっている子育て支援プラザのほうではまた子育てひろばに行って、週に1回だけ計画的にそういうふうに予定してたんですね。ならやっぱり、今それぞれの保育所とか違っていても仲間ができて、休みのときに会ったりとかしてますって聞いてますのでね、やはり小さいときにももちろん子ども同士もなんやけ

ど、お母さん同士のつながりを広げていくという、この子育てひろばというのはすごく大事やなと思いました。

一つ、全然関係ないんですけどもやっぱり幼児教育というのはすごく大切やなと思いついて、誰もが親から知的知育とかそういうのを受けられるわけではありませぬので、やはり格差というか、その縮小につながる、可能にする政策をやっぱり望んでいます。

以上です。

○山縣会長　最後になりますけど、女性問題、ひとり親家庭ということで就労の話と、もう一方では貧困の問題、その辺が絡んでくるかと思うんですが、平野さんと吉田さん、順番に一言何か状況をお話しただけたらと思います。

○平野委員　すみません、女性問題というよりは私、女性団体の運営委員として今回参加させていただいているんですが、実は複線で飛石さんと同じように、飛石さんは堺市こども会育成協議会のほうで会長をされているんですが、私は堺ブロックのほうでずっともう 20 年近くさせていただいている経緯があります。また、校区のほうでもずっと継続的にやっているんですけど、やはり感じるところは子どもたちが集団で何か行事にかかわるということに対する興味みたいなものが少し少なくなっているかなというふうに感じています。それはやはりずっと同じ行事を継続的にやっているということ、こちらが提供している行事がずっと同じ、マンネリ化しているところにも原因があるのではないかなということであったりとか、先ほど飛石さんがおっしゃったように役員が回ってくるころになってくると、子どもたちがこぞってこども会から抜けていくというような傾向があるんですね。それであるならばその子どもたち、6 年生ぐらいの子どもたちを引きとめるのではなくて、役員には恐らく回ってこないであろうという 1 年生とか低学年の子どもさんたちに楽しいと思わせるような行事を提供していくのが我々大人の役割ではないかなというふうに感じています。こども会を運営していくという中で全体の子どもたち、少しでも多くの子どもたちをかかわらせてあげたいという思いはあるんですが、もっと下げた時点で小さいところから、低学年の子どもたちでも参加できるような行事をもっと考えてこども会員にならないと参加できないというようなシステムではなくて、そこはもう少し緩和できるようなシステムづくりが今後できればいいのではないかなというふうに私自身は考えております。

○山縣会長　はい、ありがとうございました。

最後、吉田委員。大江さん、最後に行きますので。

○吉田委員　子どもの貧困というのは母子家庭の場合、とりあえず親の貧困ということになります。高校も中退するという方がかなり多いということで、今回これは報告なんです、ローソンさんが全国母子寡婦福祉団体協議会と提携した形で年間 400 人の方に毎月 3 万円、返済不要の奨学金を今度新しく、7 日の日に産経新聞に載ったんですが、やっぱり皆さん、それを見られているみたいで結構問い合わせの電話がありました。高校 3 年生、2 年生、1 年生、中学 3 年生の各学年で大体一人、堺市の場合は割り当てで 5 名を、それも申し込みがあっというんな審査の結果推薦するんですが、国のほうでそういう返済不要の奨学金という話が出てますが学校で一人とかいうお話ですので、これは母子家庭、父子も一緒なんですけど勉強は問題にしないんです、成績は。ただちゃんと学校に行っているか、学校の出席、その率を学校でもちゃんと報告いただくという、ですのでそういう民間も貧困の子どもの学校に対する支援というのがこれから広がってきてくれたらいいなと思っています。

以上です。

○山縣会長　いい話だけど 5 人なんですよね。民間さんやけど、出していただけるだけでありがたいと思いつつもかなり厳しい競争だなと思いました。

きょうは初めてですし、新しい委員さんもいらっしゃる。とにかく全員の声を聞かせてもらおうと思って、ちょっとこんな進め方を。次回以降、これだけの時間がとれるかちょっとよくわかっていないのですが、最後、私を指名されたので指名返して、人権とかその辺の虐待とかの話も含めて何か大江さん。

○大江委員　里親の関係で、ちょっと話が変わってしまいますけどよろしいでしょうか。

7 月だったんですけど、厚労省のほうから虐待等で施設入所されているお子さんについて、未就学児の施設入所を原則停止する方針を明らかにしたということで報道で見たんですけども、ちょっとその中身としたら現在の里親の委託率を 2 割未満から 7 年以内に 75%以上とするという目標が定められていまして、ちょっと今回資料を見せていただいたら、11 ページの 114 ですかね。里親委託率が 28 年度、10.08 ということになっていますので、このあたりこれから堺市としてどのように推進していくかということ等、現状をお聞かせいただければと思います。

○山縣会長　はい、これですね。今、大江委員から紹介されたものというのは、就学前の子どもについては 75、就学後は 50%ぐらいで、そうするために言うたら乳児院の入所が原則なくなると。乳児院が必要である場合を除いて、里親が足りないから乳児院という

考え方はやめましょう。そういう基本の方針を厚労省の委員会が示した。今のところ、委員会の段階ですから次の大臣がどうそれを受けられるのか。大臣が変わるところでバタバタと出したので、恐らく前の大臣の間に諮問された間に出してしまおうということだったと思うんですけども、事務局的には当然内諾をした上で出しているはずですから、堺はそこが。堺だけではなくて、堺、大阪府、大阪市は全国でもワースト5ぐらいなんですね。三つが入っているという非常に厳しい状況にあるという中で、その報告書をどう受けとめておられるとか、今後どういうふうにごくここを進めていこうという予定なのか、その辺の質問かと思えます。

○石戸子ども家庭課長　はい、子ども家庭課です。7月31日の新聞報道でもありました。いきなり報道されて衝撃を受けております。会長がおっしゃるように大阪府は従前から児童養護施設が多くて、施設では児童福祉の理念に基づいてされていることを基本として、集団生活を通して情緒の安定を図り、健全な社会生活を見い出せる人間形成を行う重要な役割を果たしていたということで、堺市内にも4カ所の児童養護施設がありまして、平成28年度の施設の定員は345人と結構多い状況です。これまで社会的養護を必要とする児童の受け入れというのは堺市、大阪府もそうなんですけど施設養護が中心であったということから、里親の委託率というのは8.8%台ということで、かなり低い状況になっています。24年度以降、24年度の時点では里親委託率が5.02%。年々、25年で6.27%、26年で7.29%、27年で8.81%と徐々にふえてはいるんですが、国の示す当面3分の1というのが目標だったんですけど、30%にはちょっと遠く及ばないという状況になっています。ただ、少しずつではありますけども、ふえている状況ではあります。

今後、国の方針を踏まえまして、まずは里親をふやす。それから児童のマッチングを推進する。委託後の里親を支援するという3本柱としまして、里親委託をさらに推進していきたいと考えてます。里親の地域相談会や里親シンポジウムの開催などを通して、里親の新規開拓を行うとともに子ども相談所、それから里親支援機関、里親会などの関係機関と連携しながら啓発活動を初めとしたさまざまな取り組みをより一層、積極的に実施していきたいと考えております。

以上です。

○山縣会長　はい。方向自体は尊重するというところで、数字自体はかなり厳しいものがあるけどもということかと思えます。委員の皆さんも近くにそういう方、可能性のある方とかいらっしゃったらぜひ御紹介いただけたらと思えます。私自身も学生とか里親会の方

と一緒に4月の堺シティ・マラソンと一緒に「里親拡大」のTシャツを着て、みんな二、三十人で一緒に走ってますけど、自分たちだけが楽しんでいる感じは若干ありますが、里子さんたちも一緒に楽しんでいただけているというので、それはそれでいいかなと思っています。

大体予定の時間になったんですが、一応全員の声を聞かせていただいて、かつもうちょっと質問したい、意見を言いたいという方がいらっしゃいましたらお聞きしたいと思うんですけれども。なければ一応これで、よろしいでしょうか。

はい、岡崎さん。

○岡崎委員　すみません、この資料、全体的なことに関してなんですけども、集客が何人とか来場者が何人と書いているものは書いているんですけど、開催された回数だけ書いていて人数が記載されていないものがちょっと気になったので……。

以上です。

○山縣会長　じゃあ今後、把握できているものは数字を入れていただくことと、今後、できるだけ、そういう数字も把握いただくように、現在把握していない場合は把握いただくようお願いしたいと思います。

はい、草野委員。

○草野委員　恐らく意見のほうに入っちゃったのかなと思うんですけど、先ほど奥村さんもおっしゃってたんですけど、私もみんなの子育てひろばに関しては、昨年度の最後に会長のほうから各ひろばの広さと実施場所、どういう場所で実施されているのかというのを委員さんに送ってくださいというので、この点だけ送られてきているんです。何が私が知りたかったのかと言うと、あそこにも書いてたんですけど、実際どれぐらいのスペースで、どれぐらいの子どもたちが来ていて、どんな環境でやっているのかというのを多分、皆さん全然想像がつかないと思うんですよ。実際、ひろばに行かれたら本当にマンションの一室で、子どもたちが来て遊んでいるというような場所があるんですよ。果たしてそれがいいのか悪いのかということはあるんですけど、個人的には質の担保というのは大切かなと思うんです。各区においてみんなが同じような環境で、同じようなひろばに行けるというようなところを目指していってもらいたいと思うので、その辺の予算のつけ方であったりというのも、もっと言うと自治会館みたいところでやっている場合とマンションの一室でやっている場合だと、あと貸店舗でされている場合とかもあるんですよ。貸店舗でしたら月13万とか14万とか、自治会館だったら月何千円とか。でも予算は一緒

なんですよ。何百万とかいう一律の予算でちょっと細かいところはあれなんですけど、何か三つぐらい基準があって、その基準を満たせば何ぼとかいうような形で一律で予算がおりてくるという予算の補助額が出るという形になっていて、何が言いたいかというと 13 万払っている場所の賃料と、月 5,000 円とか 6,000 円で済んでいる団体が同じ金額を受け取ってる。そう考えると人件費の部分だったりとかどうなっているのとか、果たしてそれが質の担保で、公平性があるのかというと、ちょっとこれは疑問があるんじゃないかなというふうに感じるので、その辺をもう少しオープンにというか、いろんな情報がもらえるとうりありがたいというか、質が上がっていくんじゃないかなというふうに個人的には思います。

○山縣会長　はい、ありがとうございます。草野委員からその意見をいただいて、データだけはもらったんですが、もう少し今年度、どういう形でもっとイメージしやすいものにするか、質までイメージできるものをどうするか、ちょっとそれは工夫していきましょう、委員さんと一緒に。すぐと言うよりも、焦って出すよりもきちんと丁寧にやったほうがいいと思いますので……。

はい、ありがとうございます。

特になければこれで、3 時半ぐらいの予定をしておりましたけれども、ほぼ予定の時間になりましたので、今年度の会議 1 回目を終わらせていただきたいと思います。

事務局のほう何か、その他案件等ありますでしょうか。なければそのまま進行してもらって、はい。

○辻子ども企画課長　本日はありがとうございます。次回の会議についての開催日程でございますけれども、詳細が決まり次第開催の内容を送付させていただきますので、御協力のほど、よろしくお願いいたします。

また本日、お車で市役所の駐車場にとめられている方につきましては、駐車券を発行いたしますので事務局にお申し出ください。

それではこれもちまして、堺市子ども・子育て会議を閉会させていただきます。長時間、ありがとうございます。